

令和8年3月定例会 一般質問

| 質問議員 | 質問 順 | 質問 番号 | 質 問 事 項 | ページ 数 |
|-----------------------|---------|----------|------------------------------------|----------|
| こま 小間 ひとし 均 | 1 | 1 | 北村地区の道路整備について | 3 |
| | | 2 | ひやま漁協上ノ国支所の旧施設の解体について | 3 |
| ふくはら 福原 よしたか 賢孝 | 2 | 1 | 地域活性化起業人について | 5 |
| | | 2 | ふるさと納税の返礼品開発について | 5 |
| | | 3 | 檜山沖洋上風力発電について | 7 |
| | | 4 | 日本海沿岸の大地震と津波による防災対策について | 9 |
| | | 5 | ヒグマ対策について | 10 |
| なかざわ 仲澤 よしひこ 嘉彦 | 3 | 1 | 再生可能エネルギー事業推進に伴う住民還元について | 13 |
| いわた 岩田 やすし 靖 | 4 | 1 | 上ノ国のデイサービスの今後について町の考えは | 15 |
| かわしま 川島 ちゆうじ 忠治 | 5 | 1 | 国保税滞納世帯に対する取扱いについて | 20 |
| | | 2 | 上ノ国町非核平和宣言の庁舎掲示の状況について | 22 |
| | | 3 | 国政選挙や各種選挙の公営掲示板の見直しについて | 22 |
| | | 4 | 町長選・町議選での期日前投票所への送迎バス運行の準備状況は | 24 |
| おおた 太田 あきひと 昭仁 | 6 | 1 | 人工海底山脈の建設は | 27 |
| | | 2 | 滝沢地区（木ノ子地区、扇石地区、汐吹地区）の国道沿いに避難所の設置を | 29 |
| | | 3 | 道営天の川地区農地整備による事業効果は | 30 |
| | | 4 | 農家が企業と連携した農家経営の安定を | 31 |

| | | | | |
|--|--|---|-------------------------------|----|
| | | 5 | 文化財ミュージアムの必要性和上ノ国地区の アピールを | 32 |
|--|--|---|-------------------------------|----|

質問 1 北村地区の道路整備について

北村地区の町道区域においては、国道 228 号へ接続する道路が 1 カ所しかないため、地域の一部住民は大きく迂回を余儀なくされている状況にあります。そのため、日常生活における移動の利便性の向上を図る観点から、国道へ直接接続する道路の整備を求める声が寄せられております。

また、近年の異常気象に伴う豪雨や津波など、災害発生時の避難経路についても、住民の方々は大きな不安を抱えていると聞いております。こうした不安を抱える地区住民の皆様から、避難経路の安全確保に向けて道路整備を進めてほしいとの強い要望が寄せられております。

以上を踏まえ、住民の不安解消と生命を守るとともに、日常の利便性向上を図る観点から、この付近の町道等から国道 228 号へ接続する新たな道路整備を進めるべきと考えますが、町長の所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

現在、町道北村内郷線周辺の住宅地から国道 228 号へ接続する道路につきまして、町道北村内郷線以外の接続道路が存在しない状況にあります。そのため、新たな道路を整備することにより、避難経路の確保や住民の利便性向上が期待されることについては、町としても同様の認識であります。

北村地区周辺は、JR 江差線の廃止に伴い、道路整備に支障となる要因は一定程度解消されてきたところであります。しかしながら道路整備には建設費に加え、民地の買収や住宅の移転補償など多額の費用を要することから、整備を進めるためには国の補助金や起債などの財源確保が不可欠であります。

この様なことから、道路整備を進めるにあたり、住民のニーズ調査を行いながら、必要な整備効果や財源の確保について具体的な検討を進め、関係機関との協議を重ねつつ、事業化に向けて計画策定を進めてまいります。

質問 2 ひやま漁協上ノ国支所の旧施設の解体について

町は、ひやま漁協に多額の補助金を支出して、事務所兼荷捌所の新設が行われました。

このことは、近年の温暖化等による海洋環境の変化により、水揚げが大きく減少し、漁協の経営が悪化する中、老朽化した旧施設の建替費用の捻出が困難であった漁協に代わり、貴重な財源である税金を使って対応したものと理解しており、私も予算に賛成させていただきました。

しかしながら、旧施設は老朽化から外壁の一部が剥がれるなど近い将来危険な施設となるおそれがありますが、その施設の今後について一向に話しが聞こえてきません。

当然、新設する際に、付近に影響を与える危険な施設となる可能性のある旧事務所について、検討・協議はされているものと思いますが、漁協との間でどのような検討・協議が行われているのか、また解体等の予定があるのか、お伺いします。

答弁▼町長

ひやま漁業協同組合上ノ国支所の荷捌き所等につきまして、平成 26 年から 1 階部分に温度管理型の活魚水槽 11 基を整備し、ヒラメやエビなどの出荷調整や鮮度保持に活用しているところであります。しかしながら、市場等から求められる車両の乗り入れ制限など外部との遮断や、危害混入防止による水揚げ魚の衛生管理に対応できる施設構造とはなっておらず、ひやま漁業協同組合においては、衛生管理に対応可能な施設整備が急務となっております。

このことから、令和 6 年に既存施設の海側に新たな荷捌き所を閉鎖型衛生管理施設として整備するにあたり、町として工事費を支援したところであります。

新たな施設の整備にあたりましては、既存施設の建替えも検討しましたが、工事期間が複数年に及ぶ場合には活魚水槽の移設や代替の荷捌き施設の設置等が必要となり、事業費が多額となることから、既存施設を活用しながら新たに閉鎖型衛生管理施設を整備したところであります。

今後につきましても、既存施設は適切な維持管理を図りながら、従来どおり活魚スペースとして活用していく旨の報告を受けております。

再質問

この漁協に対して、もし外壁が剥がれた事故などが起きた場合、安全対策は取れているのかちょっとそれを聞きたいです。

今の状態だったら、けっこう剥がれている状態が多いと思いますので、お願いします。

答弁▼水産商工課長

ひやま漁協の旧施設については、小間議員ご指摘のとおり、一部レンガ等の外壁が剥がれて落下しているものと認識しております。

このような状況でありますので、私も町側としてですね、地域の子どもたち等も港で遊ぶという部分もあるかと思っておりますので、そういう部分も含めて適正に管理、維持していただけるよう、ひやま漁協の方にも要請して参りたいと思います。

質問 1 地域活性化起業人について

現在、町では地域活性化起業人を3名委嘱しておりますが、これまでにどのような提案や成果が示されているのか。また、その内容を新年度の令和8年度の予算編成にどのように反映しているのか伺います。

答弁 ▼ 町長

現在、本町においては地域活性化起業人制度を活用し、企業派遣型で1名、副業型で2名を委嘱し、起業人の方々に地域の振興に寄与するための活動や提案を行っていただいております。

これまでの提案や成果につきましては、企業派遣型の北名氏が、主に空き家等の流通や活用、適正管理に係る所有者への意識啓発やその他不動産に関することに取り組んでおります。具体的には、空き家リストの作成や空き家所有者からの相談対応、一般社団法人の立ち上げから、空き家をリノベーションし民泊施設として運営するまでの伴走支援などに取り組み、新たなビジネス創出の可能性を広げております。

また、副業型の八田氏は主にDX関連分野を担当し、役場業務の効率化や地域課題解決に取り組む立場で委嘱されております。本年度は公式LINEアカウントにおいて申請・予約・通報等が可能となる新機能の追加や、今後のLINE機能拡充及び町ホームページの改善に取り組んでおります。

同じく副業型の出村氏は、農水産物の販路拡大に取り組む立場で委嘱しており、就任直後から町内の農業者や漁業者との面談、料理人等による食材評価の実施、町内をはじめ札幌市内などでの上ノ国産食材を活用したイベントの企画・運営などに取り組んでおります。

これらの取り組みを新年度の予算編成にどのように反映しているのかとのご質問であります。本年度の提案や成果を踏まえて、地域活性化起業人が提案する相互支援ネットワークの構築や地域商品のプロモーションに向けた予算を計上しております。具体的には、民間の機動性を活かした空き家等管理活用支援法人を指定し、当該法人に対して町が行うべき空き家対策業務の委託に要する経費や不動産の専門的知識を有する北名氏の派遣負担金などを予算に計上し、行政及び地域住民との対話を通じた空き家活用に向けた調査・提案を引き続き進めてまいります。

次に、自治体DX・地域社会DX及び各種デジタルツールの活用推進につきましては、LINE機能の拡充や行政手続きのオンライン化をさらに強化・促進するため、引き続き八田氏への謝礼を予算計上し、地域課題解決に取り組んでまいります。

また、農水産物の販路拡大対策につきましては、出村氏への謝礼のほか、札幌市内での農水産物のPRや本町を訪れるツアーの企画経費等を予算計上し、販路拡大や食を通じた関係人口の創出に努めてまいります。

質問 2 ふるさと納税の返礼品開発について

ふるさと納税の返礼品は、町の財源を潤す金額的意味合いと、上ノ国町の魅力を全国的に売り込む意味合いを兼ねております。また、町の各産業が連携することで産業活性化につながる相乗効果も大きいと考えるものです。そのためには、当町の主要な農林水産の一次産業、加工業者による二次産業、販売業者による三次産業が連携し、新たな付加価値を生み出す六次産業化の推進が必要です。三者が連携することで、これまで埋もれていた地域特産品の開発にもつながります。

三者連携の組織を構築し、いろいろな意見を集約した上で、魅力ある新商品の開発に努めるべきと考えますが、見解を伺います。

答弁▼町長

ふるさと納税の返礼品は、本町の財源確保に加え、全国への情報発信、さらにはブランドPRにも資する重要な取組であり、産業間連携により相乗効果が期待できるものと認識しております。

いわゆる六次産業化に取り組むにあたっては、生産に加え、加工、物流、販売・PRなど幅広い機能が求められることが多く、費用や人手、商品づくりや販路開拓の知見といった面で、生産者単独では負担が大きいという課題があります。

このため、水産商工課・農林課・政策推進室による庁内横断の「特産品開発プロジェクト」を立ち上げ、地域活性化起業人・出村氏の外部知見の活用と、「上ノ国町特産品開発等支援事業補助金」による支援を組み合わせながら、特産品の開発・販路拡大を一体的に進めているところであります。

あわせて、株式会社上ノ国町観光振興公社の機能を積極的に活用し、返礼品の企画・集荷・セット化・プロモーションといった機能を強化していくことを検討しております。個々の生産者では対応が難しい物流や販促の部分を公社側が担うことにより、少量多品目の商品であっても、詰め合わせセットや定期便、体験プログラムと組み合わせた商品として展開しやすい環境を整えてまいりたいと考えております。

再質問

ふるさと納税返礼品として登録するには、地場産品の基準、加工割合、付加価値の町内要件を満たすことや、品質管理体制、パッケージストーリー設計など、具体的な要件を満たす必要がありますが、庁内横断の特産品開発プロジェクトと地域活性化起業人の外部知見の活用プラス上ノ国特産品等支援事業補助金による支援の中でですね、地場産品基準への適合性調査を年度内に実施するような返礼品の開発の可能性があるのかということ、現在について伺いますとともに、商品化に向けた試作品づくりのブランド化のロードマップ。こういうものを策定する意思はあるのかという点について、あわせてお尋ねをいたします。

答弁▼政策推進室長

| | |
|--------------------|--|
| | <p>今、ふるさと納税に関する、返礼品に関するご質問ですが、今、特産品開発プロジェクトっていうのを立ち上げておまして、水産商工課、農林課、あと政策推進室とともに、出村氏の協力を得てですね、かつ特産品の事業補助金を活用しながら返礼品開発に努めているところであります。</p> <p>その中では、ふるさと納税返礼品というのは、地場産品という要件もありますので、そこは見据えた上での商品開発は進めていっているところであります。</p> <p>商品開発のロードマップにつきましても、このプロジェクト内でいち早く商品開発は進めたいなというふうに取り組んでおりますので、まずは地場産品、若しくは加工業者が今取り組んでいる内容、特に返礼品の人気の高いものを中心として取り組むとともに、新たな商品開発の部分も考えていきたいなと思っておりますので、その辺プロジェクトの中でいろいろ協議しながらですね、優先順位等つくっておりますので、その辺をロードマップ化していきたいなと考えております。</p> |
| <p>質問 3</p> | <p>檜山沖洋上風力発電について</p> |
| | <p>1点目、国内最大規模の想定出力 114 万キロワットの檜山沖洋上風力発電の令和 8 年度におけるスケジュールについて伺います。</p> <p>2点目、洋上風力発電の官民連携組織の立ち上げについて、提言を込めてですね、お尋ねをいたします。上ノ国町で洋上風力発電事業に関連する地元産業を官民連携で誘致促進し、町内の経済波及効果を高める生活者、行政、地域企業の「三方良し」の「地域共創プラットフォーム」組織を立ち上げるべきと考えます。さらに今後を見据えた洋上発電メンテナンス事業者と資格を取得するトレーニングセンター誘致を図るべきと考えますが所見を伺います。</p> <p>3点目、日本海沿岸の大地震や津波発生など、風力発電施設の安全性については法定協議会の課題として協議されているのか伺います。</p> |
| | <p>答弁 ▼ 町長</p> |
| | <p>1点目についてですが、檜山沖の洋上風力発電事業につきましては、昨年、経済産業大臣及び国土交通大臣により「促進区域」として正式指定され、現在は「公募占用指針」の策定の段階にあります。一方、国においては、三菱商事連合の撤退を教訓とした公募制度の抜本的な見直しが進められており、評価基準の改正など制度設計の検討が継続されております。</p> <p>こうした見直し作業が並行して進められていることから、公募・選定に至るまでの具体的な時期については国からも明言されておらず、令和 8 年度内のスケジュールは現時点では見通しが立ちにくい状況にあります。町としては国の動向を注視しつつ、早期実現に向け、引き続き強く働きかけてまいります。</p> <p>2点目についてですが、「地域共創プラットフォーム」及び「トレーニングセンター」の構想は、洋上風力を地域の産業や雇用に結びつける上で極めて重要な視点であると認識しており、今後選定される事業者に</p> |

対し、近隣自治体とも連携しながら積極的に提案・協議してまいります。

なお、人材育成の面では、北海道電力が江差町内に陸上訓練施設を、函館市内に海上訓練施設を整備する方針を明らかにしております。本町においても、上ノ国高校での風力発電に関するカリキュラムの創設や小中学校におけるエネルギー関連授業の実施が検討されております。また、令和9年度から導入予定の「地域みらい留学」とあわせ、風力関連教育が全国から生徒を集める本町の強みになることを期待しているところであります。

町としては、こうした動きを積極的に活用しながら、人材育成と産業誘致が一体となる地域共創の枠組みを構築してまいります。

3点目についてですが、地震や津波への技術的な安全性につきましては、国の審査基準に基づき厳格に確認されることとなっております。そのため、法定協議会において直接的な技術論の議論は行われておりませんが、最終的な意見とりまとめにおいては、万が一の事態を想定した留意事項が盛り込まれております。

具体的には、事業者に対し「漁業や地域との信頼関係の構築と安全性確保に努めること」をはじめ、「事故等により既存の海洋構造物へ被害が及ばないよう必要な措置をとること」や、「不測の事態に備え、現地で一次対応が可能な体制を整備し、対応窓口を明確化すること」などが求められております。

再質問

先ほどの町長の答弁では、洋上風力発電事業に対し、近隣自治体、プラットフォームの関係です。近隣自治体と連携しながら積極的に提案・協議していきたいというお話でございました。

洋上風力はですね、今後50年にわたる地域経済に大きく影響する、これはほんともう大規模事業であるとそのように認識をいたしております。産業振興、雇用創出、教育連携、先ほどお話しにありました上ノ国高の地域みらい留学の特色を深めるという意味合いも込めていると思いますし、昨今の国際的ないろんな各地で紛争が頻発しておりますが、このエネルギーの安定供給の一翼を担うというほんとに大きな使命を持っているのではないかなと、そのように思っております。

また、小中学校でのエネルギー教育は、地域共創の基盤づくりとして今後ますます不可欠な科目になっていくとそのように思っております。

そこで改善点っていうんですかね、も含めてちょっと2、3点質問をさせていただきます。

町事業者、学校、農業者等が参加する地域共創プラットフォームを年度内に立ち上げるという考え方はあるのかという点と、あとは上ノ国高校の就業体験探求学習として、洋上風力の見学、技術者講師実習プログラムを組むことを事業者と協議する意思はあるのかという点。

3点目は、小中学校向けに風力発電や再エネの基礎を学ぶ授業を、教育委員会と連携して実施する考えはあるのかという点について、お尋ねをいたします。

答弁 ▼ 政策推進室長

まず1点目、地域共創プラットフォームに関しましては、これは答弁にありましたとおり、近隣自治体と連携しながら積極的にということではありますが、近隣自治体含めて最近金融機関さんの動きも少し見えておりますので、その辺を混ぜ込んでですね、早期にそういったプラットフォームに繋がるような組織を立ち上げていきたい、若しくはそういった協議を進めていきたいと考えております。

2点目については、風力発電に関連するカリキュラムとかそのようなご質問かと思っておりますが、ここに関しては、実際新聞等の報道でもありましたとおり、北海道電力さんがこのような取組みを進めておりますので、まずはそこの企業さんとも協力しながら、特に上ノ国高校の標準設定科目にもそういった科目を検討中というところでありますので、その辺も協力していきたいなと思っております。

答弁 ▼ 教育長

ただ今ご質問いただきました内容につきましては、令和8年度から小学校では高学年を目安にですね、SDGsと及びエネルギーに関する総合的な学習の中で学んでいくということは今考えておりますし、実行していく予定でございます。また、中学生につきましては、近隣町にあるエネルギー、例えば水力発電、火力発電、風力発電、そうですね、そういったところを見学したり、エネルギーに対する基礎知識を学んでいただくということで動いているところでございますし、高校につきましては、令和10年度からのカリキュラムをつくるための基礎として、令和8年度、9年度にこういったことをやればいいのかということを決める作業を行う予定でございます。

そういったことから、全体的に小中高また町を含めた中で、様々なエネルギーについての教育を深めることによって風力発電の授業に繋げていき、またそういった中から上ノ国町の生徒がそういった事業者への就業だとか、そういったところまで目指していければより良い状況になるのかなというふうに考えているところでございます。

質問4 日本海沿岸の大地震と津波による防災対策について

昨年6月に、日本海沿岸の大地震と津波による被害想定が公表されたことを踏まえ、道が中心になって今年1月22日から23日朝にかけて、檜山管内各地で「道防災総合訓練」が行われました。上ノ国町でも、ドローンによる情報収集訓練が風速12メートルを超える強風の中、道の駅「上ノ国もんじゅ」で実施されましたが、20分ほどで吹雪によるホワイトアウトが発生し、中断に至りました。また、映像伝送用ケーブルをパソコンに接続する中継アダプタが寒さの影響でダウンするなどのトラブルも生じ、厳冬期の災害時には想定外の危険が増幅することを改めて確認したところであります。

これらの訓練により得られた教訓と、今後の防災対策について、所見を伺います。

2点目、災害時における避難場所へのパイプベッドの備蓄について伺

います。

2年前の能登半島地震でも床に直接寝て体調の悪化につながった事例が多く公表されました。そのことを踏まえ、災害時に避難された方の睡眠対策には段ボールベッドが推奨されましたが、睡眠の快適性、組立時間、金額を含め、パイプ製ベッドがベターとの見解も昨今多く見られます。各地域の避難所に、数台ずつでも備蓄しておくべきと考えますが、見解を伺います。

答弁▼町長

1点目についてですが、厳冬期に限らず、災害は常に想定外が起こるものであると認識しております。今回の訓練においても確認されたとおり、まずは計画の実効性を確保するため、実際に計画に基づいて行動し、その過程で明らかとなった課題や不備を検証・改善し、改訂した計画を再度実行するというサイクルを繰り返すことが重要であると考えております。

また、災害の種類によって必要な防災対策は異なりますが、共通して求められるのは「住民の生命、身体及び財産を守る」という点であります。役場や消防、警察などの関係機関のみで全てに対応することは困難であることから、「自らの命は自ら守る」という防災の基本理念に基づき、「自助」「共助」「公助」の考えを防災対策の根幹として位置付けてまいりました。

今後につきましても、それぞれの役割を果たせるよう、防災知識の普及や災害図上訓練、避難訓練を実施するとともに、避難階段や避難所などのハード面の補修に加え、災害備蓄品の充実にも努めてまいります。

2点目についてですが、本町では当初から簡易ベッド（パイプベッド）を整備する方針のもと、防災備蓄計画を策定しております。計画では各指定避難所ごとに20台ずつ購入する予定でありましたが、食料品や冬期間に備えるためのカセットガスストーブ、プライバシー確保のための簡易トイレのほか、感染症対策に必要な衛生用品など、優先度の高い備蓄品から順次整備してまいりました。

現在、各種災害備蓄品は各集会施設等に配備しておりますが、一部の町内会から保管場所が不足しているとの課題が示されていることから、簡易ベッド（パイプベッド）110台についてはスポーツセンターに集中配備しているところであります。

質問5 ヒグマ対策について

昨年はヒグマが異常に出没した年でしたが、幸いなことに当町では人的被害はありませんでした。これは、町の迅速な対応が功を奏した結果であると思います。「ヒグマは冬眠する」という定説を覆すかのように、今年に入って1月21日、ちょうど臨時議会が行われた日でございますが、宮越の畑で体長約1.4メートル、推定8歳の雌グマ1頭が駆除されました。町内における1月の駆除は、記録が残る2016年以降で初めてとのことで、今年度106頭目の駆除となりました。また、函館市でも、2月6日現在、ヒグマの足跡が複数箇所を確認されるなど、心配される状

況であります。昨年来の危機意識を、今年もしっかりと継続して注意しなければならないと、その思いを強くしておるところでございます。

そこで質問いたします。1点目、北海道は残雪期に人里周辺のヒグマを捕獲する「春季管理捕獲」について、本年1月30日時点で76町村、これは当町を含んでおりますが、その76町村と猟友会等2団体が実施予定であると発表しました。昨年実績の47市町村・3団体より増加しております。春季管理捕獲は、ヒグマの人里への出没を抑制する狙いで、市町村や地元猟友会が道の許可を得て2月から5月にかけて実施されます。道は国の交付金を活用し、昨年12月に春季管理捕獲の関連事業費約4,600万円を補正予算に計上いたしました。ヒグマ1頭につき全道平均4万円の比較単価について、道内最高額の12万円まで引き上げた場合でも対応できるよう補助金を確保いたしております。

この度の道の春季管理捕獲についての所見をお尋ねをいたします。

2点目、道のヒグマ対策と併せて、町は今年度の事例を踏まえ、箱わなや電気柵等の増設について、次年度はどのような対策を想定しているのか伺います。

また、昨年の第4回定例会で質問をしたヒグマの処理施設の共同設置について、その後の進捗状況についても併せて伺います。

答弁▼町長

1点目についてですが、北海道におけるヒグマ対策については、個体数の激減によって平成元年度を最後に「春グマ駆除」は廃止されておりましたが、令和5年度から「春期管理捕獲」として目的を改め、新たに再開されたものと承知しております。

この取り組みは、人里周辺に生息・繁殖するヒグマに対し、人への警戒心を植え付けることによって人里への出没を抑制するとともに、個体数の低密度化を図ることなどが目的とされております。本町においては、令和5年度に一度実施し、本年2月から再度取り組んでいるところであります。

春期管理捕獲に対する北海道の予算措置は十分であると判断しておりますが、ヒグマを捕獲した際に支給している報償費、いわゆる捕獲奨励金が補助対象経費に含まれないこと、ハンターが作成・提出しなければならない書類が存在する点、さらには補助申請事務が繁雑であるなどが課題であると認識しております。これらが改善されることで、より多くの自治体の参加につながるものと考えております。

いずれにいたしましても、人里付近に生息しているヒグマを捕獲することは、被害を未然に防ぐ予防的措置として有効であり、夏場の出没抑制にも重要な役割を果たすと考えておりますことから、次年度以降も出没状況などを踏まえ、継続実施を検討してまいります。

2点目についてですが、令和8年度の対策としては、春期管理捕獲の実施に加え、本年度購入したトレイルカメラ、いわゆる動物を検知して自動的に撮影、その画像を携帯電話回線で電送するカメラを例年出没情報が多い箇所を設置したいと考えております。モニタリングを強化することによって、ハンターとの情報共有や巡回体制の強化を図るとともに、必要に応じて早期に箱わなの設置や場合によっては電気柵も設置するな

ど、迅速かつ確実な対応を進めてまいります。

また、ヒグマ処理施設の共同設置については、南部松山衛生処理組合の職員が福島町にある有害鳥獣減容化処理施設を視察したところ、微生物チップにより一日で動物の肉体が、2、3日で骨まで分解されるとの報告を受け、有効な施設であると認識しております。しかしながら、建設費に約1億円、ランニングコストに年間約600万円を要すること、さらには強い臭気が作業環境に影響を及ぼす懸念があることから、現時点では既存の処理施設での焼却処理により対応してまいりたいと考えております。

再質問

先ほど、春期管理捕獲のお話ありました。捕獲奨励金が補助対象費に含まれない点、ハンターの書類作成負担が大きい。そして、捕獲申請事務が繁雑という課題があった訳ですが、これは町がですね、例えば代行するっていうんですか、また捕獲申請事務の標準化、デジタル化を道に提案すると、そういうつもりがあるのかということを担当課長にお聞きします。

もう1点、電気柵の検証結果やトレイルカメラのそういう実績を数値で公表する仕組みが大事でないかと思いますが、そういう点についてのお考えはあるのか、お尋ねをいたします。将来的にはヒグマ対策はですね、安全確保だけでなく農業被害の抑制や地域の安心感にも直結するわけありますので、町としても実効性ある体制整備が必要とそのように考えるものですが、その点についてご見解をお尋ねいたします。

答弁 ▼ 農林課長

まず、春期管理捕獲のハンターさんの書類作成とかの部分に関してですけれども、ハンターさんが作成するっていう要綱上なってるものに関して、なかなか代行とういうところまでは難しいかなっていうふうに思っていますので、そういったものをサポートするような体制は必要かなっていうふうに考えております。あとは、データ化というお話もあったかと思うんですけども、年配のハンターさんもうらっしゃいますので、なかなか全てデータ化っていうのも対応が逆に困難になる可能性もありますので、そこら辺を求める考えは今ありません。

あとはトレイルカメラ、電気柵等の有効性の部分なんですけれども、なかなか何を指標に有効性を図ればいいのかっていうところですね、数値化できるかっていうのがちょっと今見当がつかないところもあるんですけども、来年度からそういったことも本格的に取組みの中で進めていきますので、より実効性が高く有効な方法を実際に設置ですとかしながら検討して、有効的な活用の方法については今後も検討して参りたいというふうに思います。

質問 1 再生可能エネルギー事業推進に伴う住民還元について

本町の再生可能エネルギー事業である大型陸上風力事業は、平成 26 年から夷王山周辺を中心に、電源開発株式会社が事業に着手し、昨年 6 月からは「第三風力発電所」と称し、国内でも最大級の発電量となる風力発電設備 12 基の建設が開始されました。

また、湯ノ岱地区や宮越地区においても、二つの事業者による環境影響評価手続きが進められております。さらに、檜山沖では洋上風力発電事業が進められ、昨年 3 月には地元との合意のもと法定協議会が設置され、発電利益を地元へ還元するための基金の創設も見込まれております。

一方で、平成 24 年 7 月から再生可能エネルギー発電促進賦課金を電気利用者から 1 契約ごとに徴収することとなり、徴収額も近年増加しており、一般家庭では月額 1 千円弱となっていることに加え、電力料金の高騰や全般的な物価高騰により、本町住民の生活に多大な影響を及ぼしております。

本町は重要政策として、再生可能エネルギー事業の導入を積極的かつ強力で推進し、町長も折に触れ、事業推進の必要性を主張するとともに、企業誘致を積極的に進めてきた結果であると訴えております。

しかしながら、住民が直接的に恩恵を受けている状況は見受けられず、そのような声が住民からも寄せられております。

町は、住民の生活苦が続く中、どのように住民が直接的に恩恵を受けられる具体的な地元還元策を考えておられるのか、町長にお伺いします。

答弁 ▼ 町長

再生可能エネルギー事業の推進を主導してきた立場として、電力料金の高騰や賦課金負担の増加が住民生活に影響を及ぼしているという声は、真摯に受け止めております。これまでの取組として、既存の陸上風力設備につきましては、地元企業への工事発注や地元雇用の確保、企業版ふるさと納税を通じた地域支援など、一定の協力を得てまいりました。また、夷王山周辺を中心とした風力発電施設に係る固定資産税は、本町の貴重な自主財源として、主に子育て支援などの施策の財源に活用しているところであります。

一方で、電力料金の高騰や賦課金負担の増加が家計を圧迫している中、住民の皆様が電気料金の面で直接的な恩恵を実感できていないという点につきましては、課題として認識しております。

風力発電は、初期投資や系統接続コスト等も踏まえますと、地産地消のみで直ちに電気料金が下がるというものではありませんが、重要なのは、現在町外へ流れ出ている電気料金に係る資金を可能な限り町内に留め、地域で循環させる仕組みを構築することであると考えております。全国には、自治体が関与する電力小売の仕組み等を活用し、まず公共施設や事業者の電力を取り扱うことで収益基盤を確立し、その利益を住民サービスや地域振興に還元している事例もございます。本町におきまし

ても、こうした取組を参考に、まず公共施設の電力から着手することを念頭に、採算性やリスク、実施体制等を整理しつつ、段階的に工場や事業者、一般家庭へ展開していくスキームの実現を目指し、住民の皆様が再生可能エネルギーの恩恵を日々の生活の中で実感できるよう、早期に具体策をお示しできるよう取り組みを進めております。

再質問

固定資産税の自主財源として、主に子育て支援などに財源に活用しているというところですが、住民の皆様とどれだけの金額が固定資産税として歳入として入ってきているのか、またどれだけ支出しているのかということをごすね、町民に広報等でも知らせるサービスっていうのも必要かなと思いますが、その辺がまず1点と、それと昨今、電気料金、物価高騰によりほんとに家計を圧迫していることと実感しております。その中、いろんな自治体を早期に全国的に参考にしながら、一般家庭のスキームの実現、再生可能エネルギーを恩恵できるという取組みをごすね、早急に進めていくべきではないのかと。

また、具体的な案を示せる時期っていつ頃なのかということをごすね、お伺いします。

答弁 ▼ 政策推進室長

今の部分ですけれども、子育て支援活用、これが固定資産税が影響をしてるっていうお考えですけども、議員おっしゃるとおりですね、その辺は還元されてるってことをわかりやすく伝える必要があるかと思っておりますので、その辺もいろんな手段を使って取組んでいきたいなと思っております。

電気料金は高騰してごすね、今の取組み、スキームを実行する時期ですけども、今、水面下というかごすね、そこでいろんな事業者さんと接触しておりまして、いろんな取組みを考えております。ですので、年度明け早々にも取組みを加速させていきたいなと思っておりますので、なるべく早く実現したいなと思っております。

今回、答弁でもありましたとおり、すぐに住民に直接の電気料金というのは難しいですので、まずは公共施設っていう部分を重点に置いて取組んでいきたいと考えております。

質問 1 上ノ国のデイサービスの今後について町の考えは

社会福祉法人上ノ国福祉会が運営する通所介護事業、いわゆるデイサービスは、現在約 40 名が登録しており、町内の要支援者や要介護者の方々に介護サービスを提供しています。デイサービスでは、身体機能の維持や向上を図るほか、食事や入浴などの日常生活上の支援を行い、本人にとっては社会的孤立感の解消、家族にとっては介護による身体的・精神的負担の軽減にもつながっています。

また、町内であればどこへでも送迎が可能な地域密着型通所介護事業であり、現在の高齢化社会において非常に重要な役割を果たしています。

しかし、近年の急激な人口減少に伴い、利用率の低下や人件費及び物価高騰の影響による経費の増加により、デイサービス事業単体では毎年赤字となっており、累積赤字は、ここちょっと訂正させていただきたいんですけど 1,000 万に届きそうな状況でございます。民間事業所としては大変厳しい運営状況であるといえます。町内では唯一のデイサービスを行っている事業所ですが、このままでは運営の継続が難しくなると思われま

す。このような状況を踏まえ、町としてその現状をどのように捉え、どのような対応を考えているのか、所見を伺います。

答弁 ▼ 町長

介護保険法における通所介護は、要介護者等に対して入浴、排せつ、食事等の基本的な介護サービスや機能訓練を提供することが定義されております。現状、利用目的の過半数が入浴であり、次いで閉じこもり予防を目的とした社会参加が主なニーズとなっております。

現在、本町には通所介護事業所が 1 か所あるほか、町外には通所介護事業所が 4 か所及び通所リハビリテーション事業所が 1 か所あり、地域のニーズに対して一定の充足が図られているものと認識しております。

しかしながら、かみのくにデイサービスセンターにつきましては、近年の社会情勢の変化等を背景に利用者数が減少してきております。実際の利用者や介護支援専門員等の声を踏まえ要因を分析いたしますと、単に画一的なサービスを提供するのみではなく、利用者が社会とつながり、安心して過ごせる環境を整えることの重要性が示されております。そのため、時代の変化や多様化するニーズに対応するため、サービス内容等の見直しが必要であると考えております。

こうした状況を踏まえ、町では令和 6 年度に「通所サービス事業所連絡会」を立ち上げました。この会議は、町内外の通所系事業所を参集し、サービスの質の向上や利用者ニーズに応じたプログラムの拡充等について協議を行い、利用者を安定的に確保するための具体的方策を検討するものであります。この協議を参考にサービス改善を図った結果、利用者増につながる成果を挙げている事業所も見受けられます。

通所介護事業所を含む介護保険サービス提供事業所の運営主体は、指定を受けた法人が経営する指定事業所ではありますが、町といたしましては、今後も被保険者が安心してサービスを利用できる環境づくりを支援し、高齢者福祉の向上に努めていきたいと考えております。

再質問

今の答弁を聞くと、若干の距離を感じるようなそんな感じになってちょっと残念なんですけども、まず答弁にあった時代の変化や多様化するニーズに応じるため、見直しが必要とのことですが、この当事業者側としては、以前の事業所本位の古いやり方は変えて、利用者に合わせて利用日や送迎日を変えたり、職員の休みをずらしたり、可能な限り改善を試みている状態だと伺いました。

また、報告を受けてご存じのことと思いますが、4月よりショートステイも始めます。ここのデイサービスがいやになって他に移っていくという話は聞きません。6年度に立ち上げた通所サービス連絡会はまだ1、2度しか開催しておらず、根本的な解決策のアドバイスには至っていないように思われます。

令和8年1月10日の道新に次のような記事がありました。

介護事業所の2025年の倒産が全国で176件となり、そのうち北海道は12件とあり、また、負債額1千万円以上で、業種別では訪問介護に続きデイサービスなどの通所、短期入所となっています。これはもはや、人員確保やコスト上昇への対応は自助努力だけでは追いつけないレベルまで深刻さを増している。また、国、自治体による支援強化が必要と指摘されております。また、別の記事に今の市町村に住み続けるために行政が特に優先して維持すべきこととして、医療、介護サービスの維持という回答がもっとも多かったと伺っています。

今、このような現状の背景にあるのは、そもそもデイサービスの社会的孤立感の解消という意味合いと、知ってる人がいるなら自分も行ってみようかなという上ノ国に根ざした地域密着型の通所介護事業所の存在価値の問題だと思っております。

本来は、在宅で利用する介護サービスの中でもっとも多くの人41パーセントに利用されているサービスです。デイサービスは。要するに、本来は必要とされるものだということです。

そこで、3つのまた質問をしたいと思うんですけども、現在、上ノ国町地域包括支援センターの関係性。要するに直接的な紹介だとか、そういう部分はあるのかってということが1点と、答弁書にあった環境づくりの支援とは具体的にどのようなことなのか。3点目が、これ私の個人的な意見になるんですけど、町による金銭的支援強化というものができないのかということをお伺いします。

答弁 ▼保健福祉課長

まず、地域包括支援センターと通所介護事業所との連携という部分なんですけども、地域包括支援センター、役場保健福祉課に関してはですね、まず第一アクション、町民から困った相談がまず一発目にくる立ち

位置であります。その中で、困っている町民のニーズに応じて、それがヘルプサービスなのか、若しくは通所の事業所なのか、入所の事業所なのかということ話し合い、相談の上で具体的なサービスを見い出していくと。その中で、今度サービスを利用することが必要だとなるのであれば、今度そこにケアマネージャーっていう人が登場して、具体的な今度ケアマネージャーがサービスを利用するための計画書を作成した上で、サービスに結びつくというような流れになっております。

次に、事業所の提供する具体的な部分なんですけども、具体的に話するとですね、社会的孤立の解消ですとか、入浴はけっこうやっぱり自宅で入浴できない人が多いので、それを満たすニーズはけっこう強く結びつくんですけども、ただ社会的孤立を防止する、若しくは認知機能の進行を予防するっていう部分に関しては、客観的に私たちが専門職として見たときに、やっぱり自宅に閉じこもりの状況であると認知機能の低下の進行は進むでしょうと。ならばやっぱり社会的孤立の解消、若しくは認知機能の進行の予防を目的とした通所介護サービスの利用を、私たちの方から勧めるといふ形なんですよ。

実際、本人たちの声からどのような形で返ってくるかということ、大方たぶん8割、9割は私にはそこに行かないっていう返答からまず始まりません。それをいかにサービスに結びつけるか。閉じこもりを解消するかっていう部分に関しては、本人たちもそうなんですけども、やっぱり外部からのアプローチが強くそこに響く形になります。そうゆう状況になったときに、実際これサービスに結びつくときの難しさなんですけども、いろんなニーズあった中で、じゃあどういふふうにしたら、どういふふうな状況だったら本人が縦に首振るのかという部分に関してはですね、すごく頭を悩ませる部分がありまして、入浴とか簡単な問題ではなくてですね、本人が最終的にそこに行くといふような形になるための必要なものっていうのがあってですね、それがやっぱり私たちから、若しくは家族の方から通所介護事業所の方に、今実はこういうことで困ってるんだよっていう部分を事業所と実際話し合ってる段階で、それを柔軟に受け入れてくれる体制のところにはやっぱりお客さんは行きます。そのニーズの方に対するからだと思うんですよ。ただ、柔軟に対応できずに、うちはちょっとそれは無理ですよってなると、その時点でもう利用者は来ませんので、実際、今週もそうなんですけども、通所の事業所に関してはですね、私たち日常的に考えていて、ヘルプサービスであればニーズにも直結する部分がけっこう高いと思うんですけど、通所介護サービスに関しては、どっちかっていうとデマンド的な意味合いが強いかなと思ってる部分があります。

そういうふうな状況の中でですね、今、上ノ国町にデイサービスセンターが1件、それ以外に他町に3件、プラスリハビリテーション。リハビリテーションはもうリハビリテーションという部分の売りがありますんで、やっぱり機能訓練をしたい人はそっちに行きます。今週の事例がですね、私たちからするとやっぱり町の社会資源を利用してほしいですし、生き残ってほしいなと思います。ただ、選択するのは私たちじゃなくて町民なんですよね。その町民が、他町の事業所を選んでしまうという現状も実際あるもんですから、そういうのを目の当たりにしてる段階では、ちょっと他町の協力もいただいて、会議を開いて、じゃあそのの

事業所とどういうふうな取組みをしてるんだらうかということ、少しでも透明性を確保する。本来であると、企業秘密で教えたくない部分もあると思うんですけども、やっぱり今この介護保険事業の中で経営を安定させていく部分に関しては、お互い持ちつ持たれつの関係で、じゃあ私たちがその場を提供することで、もちろん介護支援専門員にも入ってもらってますんで、その部分を具体的に話し合いして、今なんとか町民のみならず事業所も安定的な状態を維持できるような体制に持っていけないだらうかっていうことで日々頭を悩ませております。

最後のですね、金銭的な補助の部分なんですけども、まず整理しなければならないのが、通所介護事業所のみならず介護保険事業所はですね、前提となるのは介護保険制度の下でやっているっていうことが前提なんです。介護保険制度の下でやるということは、その財源が税金とそれ以外の皆さんから集めている保険料、あと利用者負担ですよ。それを財源として、収益として事業を営むっていうのが基本になります。制度上そこに市町村の財源を赤字補填で入れるっていうことはルール上できないことになっています。これが例外として謳われているのが災害ですとか、この前の感染の状況ですとか、そういう場面に関しては例外として謳われておりますけども、基本的には介護保険制度を基本としているので、財源的な支援はできないことになってる。これは制度の持続可能性の問題と事業所間の公平性の問題が絡んできていますので、その状況の中で町が何ができるのかっていったときに、先ほど話したとおりの状況を踏まえて、現状を踏まえた議論と取組み。なんとか、基本は町民ですけども、やっぱり社会資源がなければそれも提供できないことも事実ですから、そこもなんとかですね、総合的に考慮して政策を進めていきたいですし、現在もそれをやってる次第です。

再々質問

先ほど近隣町の事業所のお話もちよっと出てきたと思うんですけども、例えば近隣町のデイサービスの状況見てみますと、例えば江差とかはそれぞれの事業所が地域包括センターとか病院とかの連携を取って紹介してもらってるっていうそんな状況だと伺ってます。

また、これは始まりがもしかしたら違うのかもしれないですけど、乙部町は運営法人が乙部町になってます。これ実際やってるのは札幌の法人会だと思いますけども、経費はほとんど乙部町に請求しているとのことです。また、八雲町の熊石も同じく運営会社八雲町ということになってます。これが今できるのかできないのかっていうのはちょっとそこまではわからないんですけども、実際にこうやってやっているとこもあるっていうことです。

上ノ国町が地域に根ざした上ノ国町内の事業所のデイサービスを利用することは、町民の希望でもあり、本来あるべき姿だと思っております。なによりも上ノ国町からデイサービスの事業所がなくなってほしくないっていう思いです。

また、地域包括センターとの連携や、また支援することにより通所、先ほど述べてた通所サービス連絡会の役割も大きくなると思います。

私は、今後もこの問題に関して関わっていきますが、ぜひ町としてそ

の辺の支援も、もし違う形があるのであれば考えてくれませんかというお願いですけども、少しでもいいんでそれに対して答弁お願いします。

答弁 ▼ 保健福祉課長

ただ今のご質問についてなんですけども、この業界、うちの町だけではなくてですね、もちろん先ほどお話ししました江差町含む厚沢部町、乙部町、各事業所との連絡調整ですとか情報交換の場面というのはけっこうありまして、それぞれの事業所の状況というのも把握させていただいております。考え方いろいろ含めてですね。乙部町等に関しては、そもそもが法人格自体がそもそも町立なんですよ。ていう部分でのまず違いがありまして、町立でやっているとところはもちろん町が経営してるっていう意味合いになりますけども、それ以外はだいたい社会福祉法人ですとか医療法人ですとか有限会社ですとか、様々な法人格の下で提供する形にはなっている。これ介護保険制度の基本なんですけれども。ていう状況で今じゃあ、うちの町見渡すと町立というところがなくて、基本的には民間事業所の法人格で経営してるっていう状況です。

日常的に町民、高齢者含む障がい者ですとか、いろんな方に関わらせていただいておりますね、いろんな所にニーズがあるんですよ。そのニーズをいかにどう拾って、そのニーズを事業所に結びつけるかっていう部分なんですけども、現状ですね、今上ノ国デイサービスの話するのであれば、先々月の利用率が 50 パーセントなんですよ。その翌月が 50 パーセント切りました。ていう状況が現状でありまして、利用率が半分、若しくは半分以下の状況に町民が必要だっていう部分の意向をどう結びつけていくのかという部分だと思うんですよ。必要であるのであれば、たぶん私はそこに行きたいっていうニーズにも結びつくでしょうし、なかなかそこがいざとなるとやっぱり利用したくないとか、他町に行ってしまうっていう現状も事実あるもんですから、その部分をどう実用的に取り進めていければいいのかなという部分もありますけども、ただ、先ほど答弁したとおり、困っている町民はそこにタイムリーに発生しますし、逆に社会資源というのがそこにあるのであれば、なんとかそれを実用的に有効的に活用していただけるような体制づくりっていうのは必要だと思うので、そこに今回の連絡会含めてですね、今後も継続的に話し合い等進めていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

質問 1 国保税滞納世帯に対する取扱いについて

厚生労働省は、昨年 10 月 17 日付の事務連絡において、「国民健康保険の保険税を滞納している世帯主などに対する措置に関する取扱いについて」を全国自治体に通知しています。内容は、国保滞納者への資格証明書の仕組みが廃止されたことに関連し、特別療養費の支給対象である被保険者に対して、市町村の判断で通常より有効期限の短い資格確認書（短期証）を交付することができるというものです。

つきましては、次の 2 点について伺います。

1 点目、この取扱いに対する町の対応方針について。

2 点目、現在、国保税を滞納している世帯数は何世帯か。

答弁 ▼ 町長

1 点目についてですが、上ノ国町においても健康保険証の廃止に伴い、マイナンバーカードが未取得であって、オンライン資格確認を受けることができない方が適切に医療を受けられるよう、資格確認書の交付を行っております。

議員ご質問の厚生労働省事務連絡への対応といたしましては、本町においてもこれに準拠し、国民健康保険税の滞納があり、特別療養費支給対象者に該当する方が、医療を受ける必要が生じ、かつ医療費の一時払いが困難である旨を窓口で申し出された場合には、特別な事情に準ずる状況にあるものとして、適切にその内容を審査し、有効期限の短い資格確認書を交付することとしております。

2 点目については、現時点における、国民健康保険税の滞納世帯は、令和 6 年度分までで 7 世帯となっております。

そのうち、納税相談等により通常の資格確認書等の交付を受けている世帯は 5 世帯であります。

再質問

1 問目について再質問させていただきます。3 つあります。

まず 1 点目が、令和 6 年度分で、先ほどの答弁の中で 7 世帯と答弁されていましたが、7 世帯の滞納額はいくらぐらいでしょうか。

2 点目、滞納世帯で令和 6 年度まで 7 世帯のうち、納税相談のあった世帯に 5 世帯が資格確認書を交付していると答弁されましたが、残り 2 世帯には何か特別な事情がおりなのか、どのように把握、対応されているのでしょうか。

3 点目、よろしいですか。厚労省も一律に機械的に特別療養費に切り替えるのではなく、3 ヶ月に一度は通知で案内をするなどして、特別な事情があるのかないのかを確認するように通達を出しているんですが、町としての対応として事務手続きだけで案内だけを出しているのか。それとも相手の立場に寄り添い訪問など真摯に相談、対応されているので

しょうか。

答弁 ▼ 住民課長

7世帯に対しましては、事前にこちらの方からご連絡を差し上げまして、納税相談等行っていただいた上で、5世帯について資格確認書通常分を交付してございます。残りの2世帯につきましては、同じように個別に訪問、それから電話連絡行いまして、納税相談、納税のお願いをしているところでございますけども、対応していただけないということから、特別療養費の対象者となっております。

併せて通知の方をしているのかということですが、これも国の基準で決まっておりますので、通知を行った上で個別の連絡をさせていただいて、相談をしているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

6年度分までの滞納額につきましては、約140万となっております。

再々質問

私も7世帯でまさかもっと少ないだろうと思ってました。ところが今の140万は過去に2、3年で溜まった溜まったお金が7世帯で140万ということですか。

今、1点目についてはね、再々質問ですから、私もあと質問できませんから、もう一つですね、最後に国保加入者のうち、滞納世帯がこのようなことが起きないように、国厚労省が、結論はね、公費の負担を増やすべきと私は考えます。

だから、いろいろ過去にいろんな点で議論をしてきましたけど、協会健保などは折半する。だけど国保は折半する場所がない。そこは過去に住民課長だった上野さんも散々議論してたけど、させていただいたところですけど、そういう制度だっていうことで、だから私にすればもっと国は社会保障費、国保のね、負担を、お金を出すべきだというふうに思っています。

国保加入者が医療を受ける権利を保障した憲法25条の受診権と生存権を否定するもので、滞納者は医療から遠ざけ、受診抑制に繋がるのっていうように心配します。高すぎる国保税の税負担の軽減を図るべきですが、この件について町として、私が言った今質問したことについてどう受け止めて、あるいはどういう見解を持っていますか。

答弁 ▼ 副町長

今、制度上の問題を川島さんの方から指摘されたんですけど、これは国民健康保険法という国の制度に基づいてですね、これまでは過去は市町村が保険者という形でやられてましたけど、今、都道府県と市町村が共同で国保連合会という組織の中でやられてる制度ですね。なかなかこれを、制度を町として変えるということは、これは難しいというふうに判断しております。

先ほどこれだけ滞納の金額もこんな金額になっているというお話し

| | |
|-------------|--|
| | <p>ましたけれど、今、国保世帯というのは 700 世帯あります。その 700 世帯のうちのほとんどの世帯が国保税を納入している現状です。先ほどお話ししたとおり、滞納する世帯という 7 世帯。いろんな事情はあるとは思いますが、皆さんが負担している中で、滞納している 7 世帯のために制度を変えるというのは、逆に言うといかがなものかっていうふうに私は判断いたします。</p> |
| 質問 2 | 上ノ国町非核平和宣言の庁舎掲示の状況について |
| | <p>令和 6 年 6 月定例会において、「今こそ、町として非核平和都市宣言をすべきではないか」と質問しました。これに対する答弁は、「世界では今なお武力による紛争が絶えず、核戦争の脅威にさらされており、平和な未来を次世代に継承していくため、非核宣言を行ってまいります。ホームページなどで周知していきたい」という内容でした。</p> <p>その後、8 月 6 日に上ノ国町として「非核平和の町宣言」が行われ、町のホームページで紹介されました。さらに、令和 7 年 3 月定例会では「平和の町宣言を形として見える場所に掲示してほしい」と質問したところ、答弁は「町庁舎において、何らかの方法で宣言したことを示す掲示を検討する」というものでした。</p> <p>その後、文面の文字が違っていたので掲示に至っていないという話も聞きましたが、すでに 1 年が経過しています。その後の進捗状況について伺います。</p> |
| | 答弁 ▼ 町長 |
| | <p>私が指導を受けている書道の先生に宣言文の作成を依頼し、昨年の夏頃に一度完成しましたが、掲示前に文面を確認したところ誤りが判明したため、改めて作成をお願いすることとなりました。</p> <p>しかしながら、ご高齢であることや家庭の事情などもあり、作成に時間を要しており、現在に至っている状況にあります。完成後は、速やかに庁舎内ロビー付近に掲示したいと考えております。</p> |
| 質問 3 | 国政選挙や各種選挙の公営掲示板の見直しについて |
| | <p>先日の衆議院選挙においては、解散から投票日までの期間が短いという困難な状況のなか、豪雪地帯である札幌市や滝川市、函館市などで、今回、特別な事情により公営掲示板の設置数を減らさざるを得なかったと報道されています。また、大阪市では昨年の参議院選挙において、資材価格や人件費などを考慮し、設置数を 3 割減らしたとネットなどで紹介されています。</p> <p>公職選挙法におけるポスター掲示板の設置数は、人口や面積に応じて決まっていますが、設置数が不必要と判断される場合、市町村の選挙管理委員会は、北海道選挙管理委員会と協議のうえ減らすことができると定められています。</p> <p>上ノ国町の場合、公営掲示板の設置数は、国政選挙で 75 ケ所、町長・町議会議員選挙で 45 ケ所となっています。今回の国政選挙では、掲</p> |

示板を設置している作業員から「この寒さと吹雪のなか、肉体的・精神的な負担が重くのしかかる。なぜひと気の悪い場所にまで設置しなければならないのか」という声が私のもとにも寄せられています。公営掲示板設置の実態としては、神明地区では6世帯の区域内に2ヶ所設置されているほか、宮越、小森、大崎など、複数の地域に複数箇所ずつ設けられている状況であり、他地域でも見直しが求められています。

この厳しい寒さの中、雪に埋もれた掲示板を町民が立ち止まって閲覧したケースがどれほどあったのでしょうか。今回の国政選挙を契機に、公営掲示板（75ヶ所）の見直しを行い、例として、町長選挙・町議会議員選挙の45ヶ所程度に減らすことを検討すべきと考えます。こうしたことから、公営掲示板を見直す時期に来ているのではないのでしょうか。また、資材費や人件費の削減にもつながります。

つきましては、以下の点について伺います。

1点目、現在の国政選挙における公営掲示板の設置数は、いつ頃からこの数となっていますか。

2点目、町選挙管理委員会において設置数の見直しを検討し、北海道選挙管理委員会の出先機関である檜山振興局に意見を反映させるべきと考えますが所見を伺います。

答弁 ▼ 選挙管理委員長

1点目については、議員のご推察のとおり、設置数は公職選挙法に基づき、地域の人口や面積の状況を考慮して決定されております。現在の75箇所となったのは、平成元年7月23日執行の参議院議員通常選挙からであります。

2点目についてですが、この度の衆議院議員総選挙につきましては、準備期間が短いことや、豪雪地帯において掲示板の効果的な利用が難しいと判断し、北海道選挙管理委員会と事前協議を行ったところであります。

北海道選挙管理委員会からは、除雪ができず掲示板の設置が不可能な場合には減少も可能との回答を受けましたが、本町としては除雪できない場所はないと判断せざるを得ないことから、設置数はこれまで通り75箇所としたところであります。

今後につきましては、地域の特性を踏まえた柔軟な対応が必要であると考え、また資材費や人件費についても見直しを行うことで効果的な予算の執行も図られることから、町の各種選挙と同数の設置数を目途として、引き続き北海道選挙管理委員会へ協議してまいります。

再質問

引き続きですね、北海道選挙管理委員会と協議をしていただきたいと答弁されました。

公営掲示板は、私もあるいは皆さんも十分に承知のとおり、面積の人口に伴い決まります。この2月の国政選挙で近隣3町の選挙管理委員会では、豪雪などに伴いポスターでの公営掲示板を減少したり、あるいは移動したりして対応してきたと電話で聞き取りしました。公営掲示板の

数、例として参考にしてください。厚沢部町、国政選挙は 38 箇所。町長、町議選は 38 箇所です。江差町は国政選挙では 53 箇所から 45 箇所に減らしています。町長、町議選では 53 箇所と。乙部町は国政で選挙では 42 箇所。町長、町議選では 31 箇所です。上ノ国町だけが国政選挙の場合ですね、公営掲示板が 75 箇所、町長、あるいは町議選挙の場合は 45 箇所ですが、3 町よりも上ノ国町はたしかに面積が広いです。小さなけど、小さな集落地から国道を離れた地域、例えば大安在の国道ね、海岸線で大安在の国道走ってるのに、駐車場に 1 本だけ付けてある。そういうのも含めてね、もう一度、実態を踏まえてあまりにも不必要な掲示板は減らすべきと考えます。

どうか、上ノ国町選挙管理委員会の方々も、国政選挙など掲示板の設置数や掲示板を設置、解体する作業の方々は、もうほんとに 80 近いぐらいの人たちが、たまたま私が扇石いたときにも文句たらたらたらしながらやってるのが実態なんですよ。そういう部分でですね、十分な今後こういった問題を踏まえてですね、今後対応していただきたいと思えます。いかがですか。

答弁 ▼ 選挙管理委員会書記長

川島議員言われたとおりですね、私も管内、近隣町の町村に確認しまして、掲示板の数は把握しておりました。それぞれ各自治体、環境違いますので、うちだけが国政選挙 75 箇所、町が 45 箇所と 30 箇所違うもんですから、今、ご質問の中であったとおりですね、大安在、たしかに人いないところに掲示板あるっていう部分もありますので、今後はですね、各投票区ごと町の設置場所と比較しまして、人口ですとか住宅の戸数ですとか、推移も考慮しながら検討していきたいというふうに思っています。

質問 4 町長選・町議選での期日前投票所への送迎バス運行の準備状況は

令和 5 年 12 月定例会において、「高齢者の投票する権利の保障」という見出しで質問いたしました。その際の答弁では、「令和 8 年度に町長選挙、令和 9 年度には町議会選挙が行われる。有権者に配慮した環境を整備していきたい。役場で送迎バスを運行させ、期日前投票ができるようにし、さらに高齢者に介助員を付けて対応していきたい」とされていました。

本年 2 月 8 日の国政選挙では寒い中、投票に行かないという高齢者の方もたくさんいました。一方、この冬、釧路市の北部に位置する標茶町（人口約 6,700 人）では、数年前から移動期日前投票所を実施していることがテレビで報道されました。いずれ本町においても同様の取組が実施されることを期待しております。

つきましては、次の 2 点について伺います。

1 点目、今回の国政選挙で、投票所のない地域に対し、送迎バス運行時間の案内は、防災無線で放送されておりましたか。また、選挙公報にチラシを入れておりましたが、これらの伝達方法は十分といえたのか伺います。

2 点目、高齢者の投票する権利を保障する観点から、町長選挙に向け、

町として送迎バスを運行するための準備・体制などの環境整備はできているのか伺います。

答弁▼選挙管理委員長

1点目については、2月6日及び7日の定時放送において、投票所を統廃合した地域を対象に周知を行っております。詳細な時間につきましては、選挙公報に折り込んだ送迎バス運行表をご確認いただくこととしております。

また、伝達方法は十分といえたのかとのことでありますが、防災行政無線やチラシ折り込みに加え、町公式LINEによる周知も併せて実施しており、一定の周知は図られているものと考えております。

2点目についてですが、5月執行予定の町長選挙におきましては、期日前投票期間中に山方面、海方面及び中心部の各地区から期日前投票所までの送迎バスを各方面1回ずつ運行する予定であります。

また、期日前投票のためにデマンドバスを利用する方に対し、その運賃を助成する方向で令和8年度予算に計上しております。なお、運行方法などが正式に決定しましたら、町広報誌や防災行政無線などを通じて周知してまいります。

再質問

2月6日と7日に定時放送、つまり防災無線でおそらく流れたであろうけど、新村地域は残念ながら該当しませんので、そういうふうに理解してるんですけど、残念なことに足腰の悪い高齢者は、目も悪く選挙公報もあまり見ないそうです。例えば例挙げれば、原歌地区のおばあちゃんが、川島さん、なんで個人的に電話くるのかなと思ったら、送迎バスにいつも防災無線とか流れるんだけど、ところが今回は、急いだのもあるんですけど、防災無線は流れない。流れたんじゃないんですかって言ったんですけど、そういうふうな高齢者にとってですね、今後ですね、こういった高齢者、目が悪い人たちも含めて広報も見ない。今後の課題点、どういう方法が一番適切なのか、耳で聞くことがいいのか、引き続き検討してみてくださいませんか。いかがですか。

答弁▼選挙管理委員会書記長

町長答弁したように、今、防災行政無線、折り込みチラシ、LINE等ですね、周知してるというのが現状でありまして、たぶん今以上にそれを高齢者の方々に伝えるっていうのはなかなか厳しいものと思っております。

ただ、それだけが方法じゃないかもしれませんので、そこは引き続き今のやってる方法と合せまして、進めていきたいというふうに思っております。

再々質問

期日前投票の送迎、山方面と海方面に運行の予定という答弁されていますが、なんとこれで私もびっくりしたのが、こういう方法もあるのか。新たにデマンドバスの運行まで計画され、さらに運賃の助成まで検討していただける。これおそらく高齢者の方もお金払ってもいいからあとで戻ってくるならいいよっていう感じでね、非常にありがたいと思います。ましては予算化までしていただくなど、ほんとに高齢者喜ぶと思いますよ。運行方法については、先ほどもいろいろね、やり取りしましたが、高齢者にこういった形で伝達方法を使えるか、私もどういう方法がいいのか今すぐできないんですけど、基本は高齢者の立場に寄り添って広報誌に掲載するときは、今の広報誌だけでは字が小さくて読めないですよ。だから、なんらかの形で工夫をしながら、わかりやすく案内していただければ助かりますけど、いかがなもんですか。

答弁 ▼ 選挙管理委員会書記長

先ほどの答弁ともくり返しになるかもしれませんが、広報というのは、やはり一番皆さん見る広報物だと思っておりますので、そちらの方をより見やすくできるように改善していくより他はないかなというふうに現在は考えております。

質問 1 人工海底山脈の建設は

人工海底山脈は、海底に高さ 30 メートル程度の小山を建設すると海流が変化し、海底の栄養分が太陽光の到達する表層に運ばれ光合成が活発になります。その結果、海中のCO₂が固定されて大量の植物プランクトンが発生し、食物連鎖により魚が殖えるというものであります。

水産庁と6県により、全国に 17 基の人工海底山脈が建設され稼働しています。2015 年に完成した海底山脈は、その周辺の漁獲高は 10 年で約 2 倍になり、総費用 129 億円に対し便益費は 433 億円で、事業効果（費用便益比）は 3.36 倍となっています。

しかも、人工海底山脈はメンテナンスの必要がなく、半永久的に植物プランクトンを増殖し続け、沿岸漁業回復の効果が持続すると言われていています。人工海底山脈の建設により、魚の増殖による沿岸漁業の復活と地域活性化を推進するほか、植物プランクトン増殖などによるカーボンニュートラル（脱炭素）を促進する効果があります。

町は、人工海底山脈の建設についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

答弁 ▼ 町長

人工海底山脈とは、石灰石や自然石を用いて海底に巨大な構造物を築き、深層にある栄養分を潮流のエネルギーにより表層へ押し上げる「湧昇流」を人工的に発生させ、植物プランクトンの増殖を促すことで、それを餌とする魚類の蜻集を図る施設であると認識しております。

本事業は、現在のところ国の直轄事業として西日本で 17 基が整備されております。主な効果として、イワシ・サバ・アジなどの多獲性資源の増大による漁業生産活動の促進や、水産物の安定供給の確保が挙げられております。

なお、国の直轄事業の採択要件が、「排他的経済水域において、漁業法に規定する特定水産資源であって、保護措置が講じられているものを対象とし、事業による著しい効果があると認められるもの」と定められております。

本町におきましては、排他的経済水域内で漁業生産を行う漁業者が存在しないことから、関係機関へ設置を要望する予定はありません。しかしながら、引き続き沿岸域における魚礁漁場の造成を進め、魚種の蜻集を図りながら漁場拡大に努めるため、北海道の水産基盤整備事業を推進してまいります。

再質問

採択はそのとおりでしょうけども、日本で開発されて水産省が実施してきたこの人工海底山脈の事業については、たぶん世界に誇れる優れた社会技術だと私は思います。

それで令和3年12月には、国に対して沿岸漁業の復活などのためにということで、東京都立大学教授提案者を代表として、各会の研究者などが91名により国に共同提案しております。その内容については、あまりにも原材料費が高いもんですから、国内で平時に年間に排出される老朽化したビルなどのコンクリートの構造物を、規模を基に成形すると30年間で全国の海域に必要な海底山脈を建設することが可能となる内容でございます。それについては、日本全国の推進50メートルから200メートルの沿岸域は約34万キロ。このうち97パーセントは海底が平地で生産性の低い海域なもんですから、ここに人工海底山脈を設置することができれば、広大な海域が沿岸漁業の復活と地域活性化に貢献すると私は思います。

だから採択はそうでしょうけども、私の質問も悪かったと思うんですが、当然、周辺海域については周遊してくるもんですから、そこに当然栄養素がくるもんですから、沿岸域から12海里まではそれは沿岸域です。12海里から200海里までがEEZです。それはわかるんですが、例えば北海道全域として、こっからここまではやりますよとか、例えば日本海のここからここまでやりますよ、ということについては、沿岸漁業がこれだけ疲弊してるもんですから、町でやる。これはもう採択はなりませんよね。そうじゃなくて、道も巻き込みながら一体としてこの疲弊してる沿岸漁業、今言ってるとおり、せっかく令和3年にも研究者同士が国に共同提案されてるもんですから、一体となって道を巻き込みながら要望を検討してみてもどうかと思うんですが、再度お伺いいたします。

答弁▼水産商工課長

この人工海底山脈の建設でございますが、先ほど1回目の答弁でもありましたが、今現在、西日本海域から以南ですね、17箇所整備されております。北海道においては、このフロンティア整備事業という国の事業でございますね、人工海底山脈につきましては、今現在整備されておられません。

しかしながらですね、平成のはじめの頃にこの人工海底山脈の有効性ってということで、北海道でも試験研究をしたっていう事例がございます。場所については、太平洋地区。主な魚種とすればスケソウダラとホッケの産卵場ということで実施したという経緯があるというふうにお伺いしてますが、残念ながらですね、この人工海底山脈の効果につきましては、今現在北海道で実施してる水産基盤整備事業というものがございます。そちらの方では、3メートル円筒のブロックとか、15メートルとかのタワーを魚礁の代わりに設置してる事業がございます。

そちらの方と費用対効果等を比べた段階では、あまり有効性が認めなかったということで、北海道の方ではこの事業の方の実施について見送ったという経過がございます。

当町におきましても、今現在ですね、昭和59年あたりから魚礁等の設置を進めております。以前は1.8メートルとか小さい物の設置だったんですけども、平成24年から少し高さを出すという手法に切り替わってますね、北海道の方で魚礁設置の方進めていただいております。具体的な手法としましては、長さが500メートルから700メートル。幅が70メートルくらいということの大きな面積で、3メートルの円筒を2段重

| | |
|-------------------|--|
| | <p>ねにして高さを出してそのような効果を得ようというものです。その周辺に8メートル前後のタワーブロックを集積しまして、魚種の集積効果を集めようとしているものですので、事業費的にも今現在まで55億6千万ほど北海道の道の方で実施してる状況でございますので、この人工海底山脈ということの有効性というものが十分あるかと思いますが、今現在北海道でも導入予定がないということですから、引き続き漁場の造成に努めて、沿岸漁業の方の北海道との水産基盤整備事業の方を推進して参りたいと思います。</p> |
| <p>質問2</p> | <p>滝沢地区（木ノ子地区、扇石地区、汐吹地区）の国道沿いに避難所の設置を</p> |
| | <p>指定緊急避難場所は、地震や豪雨などの災害により、洪水等や津波から緊急及び一時的に避難する場所として指定されております。指定緊急避難場所で指定避難所を兼ねている施設を除き、冬に指定緊急避難場所に避難したとしても、屋外で暖房設備がないため、防寒対策に物資を備えることが必要なほか、特に高齢者は体温を失いやすいので、寒さで低体温症の危険性が高まります。また、車中避難されている場合も、狭い車内で足を曲げた状態で長い時間を過ごす足に血栓が生じやすくなり、エコノミークラス症候群につながります。</p> <p>冬の災害発生時において、滝沢地区の指定避難所の数は十分とは言えず、同地区住民の生命、身体などを災害等から保護するため、国道沿いに新たな避難所を設置すべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。</p> |
| | <p>答弁▼町長</p> |
| | <p>指定緊急避難場所は、地震や津波、火災などから緊急的に身を守るための屋外の場所を指定しており、建物内への避難や長時間の滞在は想定しておりません。その理由としましては、発災時には建物の倒壊やガラスの飛散、家具の転倒などが発生するおそれがあり、屋外の方が安全であるとされているためであります。</p> <p>一方、滝沢地区で最も多くの人員を収容できる旧滝沢小学校は、現在、建物の損壊により利用できない状況にあります。このため、議員がご指摘のとおり、滝沢地区における収容可能人員は、地区住民数に対して不足している状況にあります。</p> <p>国道沿いに新たな避難所を設置すべきとのご質問であります。近年は材料費や人件費などの建設費が高騰しており、避難所機能のみを目的とした施設を新設することは、利用頻度や維持管理費を総合的に勘案すると、現実的には困難であると考えております。</p> <p>したがいまして、滝沢地区の指定避難所で収容が困難な場合には、スポーツセンターなど他地域の指定避難所を活用することにより対応してまいりたいと考えております。</p> |
| | <p>再質問</p> |
| | <p>滝沢地区の避難所なんですが、自宅から一番近い避難階段を使用して、</p> |

指定緊急避難所の場所に行くわけですから、その近くに指定避難所があればいいんですが、遠いところに指定避難所がある場合は、大変困るわけでございます。

扇石地区多目的集会施設と汐吹生活館に近い住民は安心して避難できるんですが、とくに木ノ子地区から扇石地区の国道沿いについては少し距離があって遠いもんですから、その間に1箇所避難所があれば住民も安心できると思うんですが、その点について再度お伺いいたします。

答弁▼総務課長

木ノ子地区から扇石地区に避難所がないという部分でして、本来であると滝沢小学校の方を活用できればいいんですが、庁舎の方ちょっと損壊状況にあるということですので、最初の答弁でもあるんですが、できれば距離はあるんですが、近くってというのがやはり隣の扇石、汐吹地区っていうふうになりますので、そちらの方に避難していただく。それが一番最善の策なのかなっていうふうには考えております。

質問3 道営天の川地区農地整備による事業効果は

道営天の川地区農地整備事業は、老朽化した幹線用水路（4,652メートル）の改修と区画整理（46.7ヘクタール）によるほ場の整形や暗渠排水などを行い、担い手農家への農地集積と農業経営の効率化を図るために、平成27年度から令和7年度までの期間で施行しております。

同事業の整備に伴い、どのような事業効果が得られるのか、お伺いいたします。

また、今年度桂岡地区で用水路の新設管設置（150メートル）や既設管閉塞（54.2メートル）などを実施していますが、事業の実施に当たって、工期中、住宅が近い大型車が通行する振動や工事する掘削等の騒音など周辺住民には大変迷惑をかけることとなりますが、その対応等についてお伺いいたします。

答弁▼町長

本町の天の川流域は、拓けた肥沃な平野であることから、古くから水稲を中心とした営農が行われており、町内水田の約6割を占める重要な地域であります。しかしながら、昭和40年代に頭首工や幹線用水路が整備され、一部のほ場整備は進めてきたものの、未整備ほ場が散在している状況にありました。

道営土地改良事業による天の川地区農地整備事業（農業用排水施設及び区画整理）は、平成27年度から着工し、本年度をもって事業が完了する見込みであります。本事業においては、ほ場を大区画化し換地を実施したことにより農地の集団化が進み、農業機械の効率的な稼働による作業時間の短縮が図られるほか、用排水施設の更新により、安心して安定した営農の継続が期待されております。

なお、本事業による効果としては、農業用排水施設整備による受益

者は 45 戸、受益面積は約 367 ヘクタールで、区画整理による受益者は 7 戸、受益面積は約 47 ヘクタールとなっております。

最後に、桂岡地区で実施された新設管布設及び既設管閉塞工事については、騒音や振動、道路交通規制など住民生活への影響を考慮し、住民説明会などを複数回開催して、ご説明を行ってまいりました。

事業主体である北海道檜山振興局からは、工事期間中に寄せられたご意見やご要望に対しても個別に対応していると伺っております。

再質問

桂岡地区の後段でございますが、やはり騒音や振動などについては、やはり住民への丁寧な工事内容の説明と対応して、そして納得してもらうということが求められていると思います。そうすることによって、受注業者も安心して工事ができて、住民と建築業者が力を合わせて用水路や農地の整備をして、地域の雇用を守りながら、そして農業従事者の確保も図ることに繋がると思うんですが、その点について再度お伺いいたします。

答弁 ▼ 農林課長

桂岡地区の工事の関係ですけれども、地区住民からは振動や騒音への懸念の他に、交通規制の関係ってというのが住民説明会の中でもいろいろと出されておりました。

本来この地域、振動規制法ですとか騒音規制法とかそういったことの対象にはならないんですけども、そういう周辺環境を保全する目的でそういった基準も利用してございました。ただですね、やはり一部からそういった不満があったっていうふうにも聞いておりますので、今後、道営事業ですとか他団体による事業が町内で実施される場合には、町は関係機関という立場になりますので、住民に対しての説明を丁寧にしていただけるよう要望をして参りたいと思います。

質問 4 農家が企業と連携した農家経営の安定を

近年、田に水を入れない乾田直播という栽培方法は、育苗、田植え、水位の管理の手間が省け、農業従事者 1 人当たりの栽培可能面積は、慣行栽培の 20 ヘクタールから 47 ヘクタールへと急増すると言われております。

また、衛星データサービスで、衛星写真を分析し、必要な箇所に必要な分だけ肥料をやるのに役立ち、日本国内 100 カ所以上で行った実証では、収量が 10 パーセントから 15 パーセント増えたということでありまます。一部農家は大規模化していますが、農地が分散しているためコストが下がりにくかったり、人手不足に悩んだりしており、そうした農家の困り事を少しでも解決できるものと思います。

農家経営の安定を図るために、乾田直播栽培や衛星データサービスについて検討すべきと思いますが、いかがかお伺いいたします。

答弁▼町長

乾田直播は、水を張らない乾燥した田んぼに直接、種子を播く栽培技術であり、通常の慣行栽培と比較して、育苗や田植えの工程が不要となることから、作業の省力化が図られる手法であります。

しかしながら、乾田直播を導入するためには、田んぼの表面を均平にするための「レーザーレベラー」や、播種作業に用いる「グレンドリル」など、新たな農機具が必要となります。技術的な面では、播種から入水までの期間が長くなるため雑草管理が難しく、灌水についても繊細な管理が求められます。また、慣行栽培に比べて収量が減少する場合があるなどの課題もあります。なお、町内では慣行栽培との作業分散を目的として、1戸の農家が一部の田んぼで乾田直播を実施している状況であります。

また、スマート農業の分野においては、衛星データサービスを活用した施肥管理が進められていますが、専用の農機具やGPSガイダンスシステム、施肥管理システム導入費用に加え、サービス利用料といったランニングコストも発生します。

米の栽培においては、一回の田植えで二度収穫を目指す「再生二期作」の技術やドローンを活用した直播など、収益性向上や省力化を見据えた様々な技術開発が進められております。それぞれの経営体により必要とする技術は異なると思われませんが、引き続き国や道の事業を活用するとともに、町といたしましても農家ニーズに沿った支援策について検討してまいります。

質問5 文化財ミュージアムの必要性和上ノ国地区のアピールを

史跡上之国館跡整備活用基本計画では、花沢館跡、洲崎館跡、勝山館跡に共通する「和人とアイヌの歴史が体感できる国内唯一の中世城館群」を整備の主題とし、また、三館のアクセスがしやすい地点にガイダンス機能を有するミュージアムを建設し、重要文化財を含む三館の遺物展示等によって、史跡とミュージアムが連携した保存・活用を目指すとしております。三館を総合的に保存活用する施設や町内外に広く情報発信する拠点が無いことは十分に理解しておりますが、人口減少や少子高齢化が進行する中で、今後の財政事情に鑑み、その必要性についてどのように考えているのか、お伺いいたします。

また、町外からの来訪者に対しては、三館へのアクセスを容易にするために巡回バスなどの運行を検討してはいかがでしょうか、お伺いいたします。

さらに、上ノ国地区には、国指定史跡の勝山館跡のほか、重要文化財の上ノ国寺本堂や旧笹浪家住宅、道指定文化財の上ノ国八幡宮本殿、町指定文化財の清浄寺本堂、多数の遺跡などの文化財が同地区に集約していると思っております。そして同地区周辺では、整備の主題に通じる場所がある夷王山山頂でアイヌと和人の共生と平和の願いを込めて、コシャマイン慰霊祭が毎年行われています。

このようなことから、例えば、同地区の一部区間を「本村通り」などと銘打って、町外に積極的にアピールすべきと思っておりますが、いかがかお伺いいたします。

答弁▼教育長

1点目、文化財ミュージアムの必要性についてであります。文化財ミュージアムは私たちの歴史や文化を保存し、後世へ伝えるために不可欠な存在であります。文化財は我が国の長い歴史の中で育まれてきた貴重な財産であり、これを後世に残すことで地域の魅力を高め、文化的アイデンティティを保つことにつながる要素が大きく三つあると考えております。

第1に、文化財ミュージアムは地域の文化資源を集約し、保存する役割を果たしています。文化財保護法に基づく指定等を適切に実施し、文化財保存活用地域計画の作成を通じて、地域全体で文化財の保存と活用を推進することにより、かけがえのない地域文化の伝承を支える基盤が構築されます。

第2に、文化財ミュージアムは地域及び国際的な観光資源としての役割も担っており、国内外の観光客を惹きつけ、地域経済の活性化に寄与出来るものと捉えています。さらに、教育的な視点からも文化財ミュージアムは重要であり、地域住民や児童・生徒へ歴史文化観の醸成に役立つ教育の場を提供することで、直接的な体験をとおして、郷土の魅力の発見や愛着を深めることにつなげることが出来ます。このように、文化財ミュージアムは単なる展示の場ではなく、地域社会の発展に寄与する場であると考えております。

また、財源につきましては文化庁の補助金や内閣府のアイヌ政策推進交付金を活用するなど、事業推進に有利な補助事業を最大限活用することで町財政負担の軽減を図ってまいります。

2点目、三館の周遊についてですが、文化財ミュージアム建設委員会においても、三館を周遊する手段の検討を行っております。その中では巡回バスの他、レンタルサイクルやデマンドバスを活用した取り組みの必要性についても話し合われていることから、建設に合わせて試験的な取り組みも予定しております。

3点目、町内外にアピールするための上ノ国地区の名称設定についてですが、「上ノ国町歴史文化基本構想」で町内に点在する文化財を地区ごとに活用するため、現状でストーリーづけした地区区分を行っており、上ノ国地区周辺を「はじまりの地（神の国）」、山方面を「天の川が育む（風の国）」、海方面を「せんずけの海（渡りの国）」などとしております。名称設定につきましては、特に観光分野で文化財を活用する際に役立てることが可能と考えておりますので、文化財ミュージアム建設事業の中で審議し、必要に応じて検討してまいります。

再質問

5問目につきましては、さらに以降の後段でございますが、歴史の違いはあるにせよ、会津若松市の七日町通りにつきましては、JR七日町駅から青春通りまでわずか700メートルでございます。続く観光名所として親しまれています。ないものねだりをするのではなく、今あるものだけでなんとかするってということで、上ノ国地区は史跡や歴史的建造物

遺跡などが集約して、和人とアイヌの歴史を感じながら散策できる。せっかく文化財ミュージアムの建設が予定されてるわけですから、それと一体となった施策として上ノ国地区をアピールすることをぜひ検討していただきたいと思うんですが、再度お伺いいたします。

答弁 ▼ 社会教育担当局長

議員ご指摘のとおり、上ノ国地区はですね、国の史跡等ありまして、北海道内でも大変貴重な文化財があるところとなっております。先ほど教育長の答弁にもあったとおりですね、こちらにつきましては観光資源にもなる場所になってますので、そういった名称設定については前向きに検討していきたいというふうに思っています。

さらにですね、今回の文化財ミュージアムにつきましては、既存の今文化財がある地域だけじゃなくて、町内全域にある文化資源につきましても観光資源として捉えて紹介していきたいというふうに思っております。例えば湯ノ岱地区ですとか、そういったところにはスキー場ですとか、あとワイン、鮎釣りだとか、そういった地域の人たちが活動するものも文化として捉えています。そういったものを関連して活用していくことで、文化を保存して観光に繋げて地域が活性化することに繋がっていくというふうに考えていますので、そういったことも積極的に進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。